

公職選挙法施行令の一部を改正する政令要綱

第一 参議院合同選挙区選挙の執行に関する事項

一 合同選挙区都道府県（公職選挙法（以下「法」という。）第五条の六第一項に規定する合同選挙区都道府県をいう。以下同じ。）の選挙管理委員会は、法第二十二条第二項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日現在において選挙人名簿に登録されている選挙人の数（参議院合同選挙区選挙（法第五条の六第二項に規定する参議院合同選挙区選挙をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）を、遅滞なく、集計するとともに、その結果を参議院合同選挙区選挙管理委員会に報告しなければならないものとする
こと。（第二十二条第一項関係）

二 参議院合同選挙区選挙の選挙長については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会、参議院合同選挙区選挙の選挙分会長については合同選挙区都道府県の選挙管理委員会は、選挙長若しくは選挙分会長に事故があり、又はこれらの者が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、当該選挙の選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならないものとし、参議院合同選挙区選挙管理委員会の委員長又は合同選挙区都道府県の選挙管理委員会の委員長は、選挙長若

しくは選挙分会長及びこれらの者の職務を代理すべき者に共に事故があり、又はこれらの者が共に欠けた場合には、参議院合同選挙区選挙の選挙長については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会の委員又は職員の中から、参議院合同選挙区選挙の選挙分会長については当該選挙分会長の置かれた合同選挙区都道府県の選挙管理委員会の委員又は書記の中から、臨時に選挙長又は選挙分会長の職務を管掌すべき者を選任しなければならないものとする。 (第八十条関係)

三 参議院合同選挙区選挙に関して、立候補届出等に係る通知に関する規定を設けるものとする。

(第九十二条第九項関係)

第二 参議院合同選挙区選挙における選挙公営に関する事項

一 公営の適用を受けようとする者の届出先

参議院合同選挙区選挙において公営の適用を受けようとする者は、有償契約を締結し、その旨を当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会に届け出なければならないものとする。 (第九十九条の四第一項、第九十九条の七第一項、第一百条の二第一項、第一百条の三、第一百条の四第一項及び第二百五条の三関係)

二 選挙運動用自動車の使用の公営

参議院合同選挙区選挙に係る公職の候補者が契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次に掲げる区分に応じそれぞれに定める金額については、法第四百四十一条第七項ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、都道府県が、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払うものとし、公職の候補者が選挙運動用自動車を無料で使用することができることとされる額の範囲は、公職の候補者一人について、十二万九千円に、公職の候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額とするものとする。と。（第百九条の四第二項及び第四項関係）

(一) 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（以下「一般運送契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において一般運送契約により三台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該公職の候補者が指定するいずれか二台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当

該金額が六万四千五百円を超える場合には、六万四千五百円）の合計金額

(二) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

1 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合

当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により三台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該公職の候補者が指定するいずれか二台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が一万五千三百円を超える場合には、一万五千三百円）の合計金額

2 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、七千三百五十円に当該公職の候補者につき公職の候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、当該公職の候補者からの申請に基づき、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会が確認したものに限る。）

3 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手（同一の日において三人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該公職の候補者が指定するいずれか二人の運転手に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額（当該報酬の額が一万二千五百円を超える場合には、一万二千五百円）の合計金額

三 自動車等に取り付ける立札及び看板の類の作成の公営

参議院合同選挙区選挙に係る公職の候補者が自動車等に取り付ける立札及び看板の類の作成の公営の適用を受けようとする場合において都道府県が立札及び看板の類の作成を業とする者に対し支払う金額は、契約に基づき作成された立札及び看板の類の一当たりの作成単価（当該作成単価が五万五千四百八十円を超える場合には、五万五千四百八十円）に当該立札及び看板の類の作成数（当該公職の候補者を通じて八以内のものであることにつき、当該公職の候補者からの申請に基づき、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会が確認したものに限り。）を乗じて得た金額とし、公職の候補者が自動車等に取り付ける立札及び看板の類を無料で作成することができることとされる額の範囲は、

公職の候補者一人について、五万五百四十八円に立札及び看板の類の作成数が八を超える場合には、八）を乗じて得た金額とするものとする。 （第百十条の三関係）

四 個人演説会場の立札及び看板の類の作成の公営

参議院合同選挙区選挙に係る公職の候補者が個人演説会場の立札及び看板の類の作成の公営の適用を受けようとする場合において都道府県が立札及び看板の類の作成を業とする者に対し支払う金額は、契約に基づき作成された立札及び看板の類の一回あたりの作成単価（当該作成単価が三万八千六百二十一円を超える場合には、三万八千六百二十一円）に当該立札及び看板の類の作成数（当該公職の候補者を通じて十以内のものであることにつき、当該公職の候補者からの申請に基づき、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会が確認したものに限り。）を乗じて得た金額とし、公職の候補者が個人演説会場の立札及び看板の類を無料で作成することができることとされる額の範囲は、公職の候補者一人について、三万八千六百二十一円に立札及び看板の類の作成数が十を超える場合には、十）を乗じて得た金額とするものとする。 （第百二十五条の三関係）

第三 参議院合同選挙区選挙の後援団体等の政治活動に関する立札及び看板の類に関する事項

一 参議院合同選挙区選挙に係る公職の候補者等及びその後援団体の政治活動に関する立札及び看板の類の総数は、公職の候補者等にあつては二十四、後援団体にあつては三十六とすること。（第百十条の五 第一項第五号関係）

二 参議院合同選挙区選挙に係る公職の候補者等及びその後援団体の政治活動に関する立札及び看板の類にする表示は、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会の交付する証票を用いてしなければならないものとし、公職の候補者等又は後援団体が証票の交付を受けようとする場合は、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会にその証票の交付を申請しなければならないものとする。（第百十条の五第四項及び第五項関係）

第四 選挙の一部無効による再選挙の場合の選挙運動の特例に関する事項

参議院合同選挙区選挙の一部無効による再選挙が一の都道府県の区域で行われる場合における選挙運動の特例を設けるものとする。（第百二十七条の二第一項及び第百三十二条の四関係）

第五 その他の事項

一 参議院合同選挙区選挙管理委員会を地方自治法第百三十八条の四第一項に規定する委員会とみなして

適用する地方公務員法の規定に、同法第三十八条の二第一項の規定を加えること。（第一条の二第一項
関係）

二 総務大臣又は中央選挙管理会は、選挙に関する常時啓発事業を参議院合同選挙区選挙管理委員会に委託して行わせることができ、参議院合同選挙区選挙管理委員会は、選挙に関する常時啓発事業の委託を受けた場合には、遅滞なくその旨を、各合同選挙区都道府県の知事に報告しなければならないものとする
こと。（第三百三十三条関係）

三 その他所要の規定の整備を図るものとする。

第六 施行期日等に関する事項

一 この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十号）の施行の日から施行するものとする。ただし、三の規定は公布の日から、第五の一の規定は地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十四号）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行するものとする。（附則第一条関係）

二 この政令による改正後の公職選挙法施行令（以下「新令」という。）の規定（新令第一条の二第一項

及び第百三十三条の規定を除く。)は、この政令の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を公示される参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示された参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙については、なお従前の例によるものとする。 (附則第二条関係)

三 新令第百十条の五第四項の規定による同項の証票の交付並びに同条第五項の規定による証票の交付の申請及び当該申請を後援団体が行う場合における当該後援団体に係る公職の候補者等の同意は、施行日前においても、同条第四項及び第五項の規定の例により行うことができるものとする。 (附則第三条関係)

条関係)